

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

該当ありません。

2. 資産の評価基準及び評価方法

薬品・医療材料の棚卸資産については、最終仕入原価法によっています。

3. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産の減価償却方法（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物については、定額法で計上しています。

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法で計上しています。 今期特別償却はありません。

②無形固定資産の減価償却方法（リース資産を除く）

定額法によっています。

③所有権移転外ファイナンスリース取引に係わるリース資産

リース期間定額法によっています。

4. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

事業未収入金の徴収不能に備えるため、過去の徴収不能実績に基づき、期末事業未収入金残高の4/1000を計上しています。

また、長期貸付金の徴収不能に備えるため、徴収不能額を見積り計上しています。

②賞与引当金

賞与の支給に備えるため、次回賞与の職員一人当たり平均支給見込額×期末在籍人員で算出した支給見込総額の5/6を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付支給に備えるため、期末要支給額1,944,873千円の内1,443,242千円を退職給付引当金で計上しています。

なお、当法人は「松本商工会議所」特定退職金共済制度に加入し、退職金の一部が「商工会議所」より支給される契約となっており、その期末残高は上記差額の501,630千円となっています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税については、税抜き方式によっています。

資産に係る控除対象外消費税は繰延消費税としてその他の固定資産に計上し、5年間で償却しています。

6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

①短期借入金

1年以内返済予定の長期借入金（1,385,640千円）を合算しています。

②長期借入金

地域協同基金（482,720千円）を合算しています。

③補助金

固定資産の取得に係る補助金を受け入れた場合の会計処理については、圧縮記帳をしていません。

7. 重要な会計方針を変更した旨等

該当ありません。

8. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当ありません。

9. 担保に供されている資産に関する事項

長期借入金の内、松本協立病院リニューアル工事のシンジケートローン契約（期末残高35億円）の抵当権設定として、松本協立病院の建物（期末簿価3,792,743千円）及び敷地、駐車場の土地（期末簿価749,779千円）を担保に提供しています。

また、松本協立病院立体駐車場の長期借入契約（期末残高169,100千円）の抵当権設定として、松本協立病院立体駐車場の建物（期末簿価33,048千円）及び立体駐車場の土地（期末簿価163,875千円）を担保に提供しています。

10. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当ありません。

11. 重要な偶発債務に関する事項

該当ありません。

12. 重要な後発事象に関する事項

該当ありません。

13. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

①純資産の部は▲1,205,987 千円と債務超過になっておりますが、共同組織とともにある民主医療機関の特性を考慮し、地域協同基金 482,720 千円を事実上の出資に近い資本とみなせば、実質的には▲723,267 千円の債務超過の状態にあるものと考えております。

なお、今後の収益計画により、2020 年度に続いて 2021 年度（2022 年 3 月期）以降も事業利益の黒字を見込んでおり、数年後の機器更新投資の償却負担を加味しても、今後 8 年程度を目途に、債務超過の解消が為される見通しです。

②国並びに県等からの 2020 年度に対応する新型コロナウイルス感染症対策の補助金として、合計 240,497 千円のうち、172,067 千円を損益計算書の事業外収益に経費補助金として計上しています。

また、68,424 千円を損益計算書の特別利益に設備補助金として計上しています。

③寄付金 506 千円は損益計算書の特別利益にその他の特別利益として計上しています。また、貸倒引当金繰入戻しとして各事業所分の合計 3,000 千円を損益計算書の特別利益にその他の特別利益として計上しています。

④有形固定資産の減価償却累計額は 5,670,142 千円です。

(注) 記載事項は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。